

J R山陰本線（下関－益田間）利用促進協議会 規約

（名称）

第1条 本会は、J R山陰本線（下関－益田間）利用促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、J R山陰本線（下関－益田間）沿線自治体、関係団体等との間で連携を強化するとともに、同区間での日常生活や広域観光での利用促進を図ることで、地域活性化につなげていくことを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）J R山陰本線（下関－益田間）の生活利用としての利用促進に関すること
- （2）J R山陰本線（下関－益田間）の観光利用としての利用促進に関すること
- （3）地域公共交通の持続可能性・利便性向上に関すること
- （4）協議会の事業計画・予算書等の策定
- （5）その他目的達成に必要な事業

（組織）

第4条 協議会は、別表1に掲げる者を委員として構成する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第5条 協議会には、次に掲げる役員を置く。

- （1）会 長 1名
 - （2）副会長 4名
 - （3）監 事 2名
- 2 会長、副会長及び監事は、委員の互選により選任する。

（役員職務）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

4 会長及び副会長の補欠のため選任された委員は、前任者の残任期間の役員を承継する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、総会、幹事会及びブロック会議とする。

(総会)

第8条 総会は、委員及び役員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、その議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項を審議決定する。

(1) 事業計画の決定及び変更に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 規約の制定及び改廃に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項に関すること。

4 総会は、委員及び役員の過半数の出席をもって成立するものとする。

5 委員がやむを得ない理由により出席できない場合は代理の者を出席させることができることとし、その者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決することとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会議の開催が困難な状況が発生した場合は、書面決議をもって承認することができる。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項、その他会長が必要と認める事項について協議又は調整するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。

3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は幹事会委員の互選により選任する。

4 幹事会は、会長の命により幹事長が招集し、その議長となる。

5 幹事会は、地域の実情や関係団体の意見を踏まえた事業実施のために、次に定めるブロック会議を置く。

(ブロック会議)

第10条 ブロック会議は、委員の所属団体のほか、観光振興団体、商工団体等の職員をもって組織する。

2 ブロック会議は、より効果的な議論ができるようJR山陰本線のうち「幡生－長門市間」と「長門市－益田間」の圏域により区分する。

3 ブロック会議の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事会で定める。

(専決処分)

- 第11条 会長は、緊急を要する事項について、会議を開催せず専決処分をすることができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会において報告しなければならない。

(事務局)

- 第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

- 第13条 協議会の経費は、沿線市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 負担金の額は、総会の議決を経て定める。

(会計年度)

- 第14条 協議会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終了する。

(その他)

- 第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和5年8月10日から施行する。
- 2 協議会が設けられた年度の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、この規約の施行の日に始まり、令和6年3月31日に終わるものとする。

(別表 1)

第 4 条第 1 項に規定する委員は次のとおりとする。

区 分	所属団体及び役職名
沿線市町	下関市長
	長門市長
	萩市長
	阿武町長
	益田市長
沿線市町議会	下関市議会議長
	長門市議会議長
	萩市議会議長
	阿武町議会議長
	益田市議会議長
山口県	山口県観光スポーツ文化部審議監
島根県	島根県地域振興部次長
J R 西日本	西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部広島支社長

(別表 2)

第 9 条第 2 項に規定する委員は次のとおりとする。

区分	所属団体及び役職
沿線市町	下関市都市整備部交通対策課長
	長門市経済観光部産業政策課長
	萩市商工観光部商工振興課長
	阿武町まちづくり推進課長
	益田市産業経済部観光交流課長
山口県	山口県観光スポーツ文化部交通政策課長
島根県	島根県地域振興部交通対策課長
JR 西日本	西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部 地域交通（山口）課長